

正会員理事候補者選出に関する告示

令和3年12月1日
公益社団法人東京都介護福祉士会
選挙管理委員会

以下のとおり、公益社団法人東京都介護福祉士会の正会員理事候補者選出を行いますので告示いたします。

1 選出する正会員理事候補者の構成および人数

理事 10名以上20名以内

(1) 正会員理事 10名以上16名以内

(2) 外部理事 2名以上4名以内

1 選出する正会員理事の任期

令和4年の定時社員総会から令和6年の定時社員総会まで

1 選出時期および選出方法

理事立候補者が定員を超えた場合、2月上旬に正会員へ投票用紙を直接郵送し、その投票による選挙とする。

投票締切日 令和4年2月21日（月）消印有効

1 正会員理事立候補の受付

① 立候補期間

令和3年12月1日（水）～令和4年1月15日（土）

郵送によることとし、締切日以降の消印書類は受け付けない。

② 受付・郵送先

〒162-0801 東京都新宿区山吹町358-5 アカデミーセンター

公益社団法人 東京都介護福祉士会 選挙管理委員会 宛

1 立候補者の要件

① 立候補者は、正会員であり、告示日現在で入会后3年以上経過し、令和3年度までのすべての会費を本年9月30日（木）までに納めていなければならない。

② 立候補者は、正会員10名による推薦がなければならない。

③ 推薦者は、正会員であり、告示日現在で入会后6か月以上経過し、令和3年度までのす

すべての会費を本年9月30日（木）までに納めていなければならない。
※立候補の要件については、「理事選出規程」をご確認ください。

1 立候補の方法

立候補者は、以下の書類を郵送により提出するものとする。

- ・正会員理事立候補届（様式1）
- ・正会員理事立候補者推薦書（様式2）
- ・所信表明（様式3）

※正会員理事立候補者推薦書（様式2）は全て自筆でご記入ください。また、立候補者の所信表明（様式3）は、当会ホームページ等にて開示いたしますので、ご了承くださいようお願いいたします。

なお、上記の指定様式以外を用いた場合、及び書類が一つでも欠けている場合は受け付けないものとする。

1 禁止事項

- ① 推薦者は同時に複数の立候補者を推薦することはできない。
- ② 推薦者は立候補できない。
- ③ 選挙管理委員は立候補できない。また、立候補者を推薦できない。

※ 補足事項

- ① 選挙管理委員会は、正会員理事選出にかかる事務の全てを管理します。
- ② 立候補に必要な書類（上記様式）は、請求により本会事務局より送付いたします。
また、本会ホームページからもダウンロードが可能です。
- ③ 立候補者の所信表明は、令和4年2月7日（月）に本会ホームページ等を通じて告示いたします。
- ④ 選挙権、被選挙権を有するためには、会費を納めなければなりません。ご自身の会費納入状況が分からない場合、本会事務局までご確認ください。個人情報保護の観点から、ご本人以外の会費納入に関するお問い合わせにはご対応できません。
- ⑤ 総会において理事の承認が得られ、正式に理事に就任した後、理事会を開催して予め「役職選考会」で内定した候補者を役職者に決定いたします。
- ⑥ 立候補に際して、必ず立候補者本人が正会員に推薦をご依頼ください。選挙管理委員会から推薦者に確認のお電話をさせていただく場合がございます。

公益社団法人東京都介護福祉士会 理事選出規程

(目的)

第 1 条 公益社団法人東京都介護福祉士会（以下、本会）定款第 24 条に規定する理事の選出を円滑に行う為に本規程を定める。

(正会員理事の定義)

第 2 条 本規程における正会員とは、本会定款第 5 条(1)に規定する者をいう。

(選挙管理委員会)

第 3 条 会長は、会員等の中から選挙管理委員 3 名を指名し、選挙管理委員会を組織する。

2 会長は、正会員理事の立候補告示日（以下、告示日）前に選挙管理委員会を招集する。

3 選挙管理委員会は、理事候補者の決定に関する事務を行う。

4 選挙管理委員会は、委員の互選により委員長 1 名を選出する。委員長は選挙管理委員会を代表し、業務運営の責を負う。

5 選挙管理委員会は、理事候補者の決定を行う。

6 選挙管理委員会の補助業務は、本会事務局職員が行う。

7 現に理事である者は、選挙管理委員会の業務にかかわることができない。

8 選挙管理委員は、正会員理事に立候補する者及び推薦人になることができない。

(理事候補者の決定)

第 4 条 正会員理事候補者の決定の際には、別紙に定める学識経験者、介護福祉士養成施設教員と現場介護職員など多様な種別により理事を構成する。なお、現場介護職員については、複数の領域・分野から選出されるよう留意する。

2 外部理事については、関係団体からの推薦を受けた者を会長が指名する。

3 正会員理事に立候補する者が、定款に定める理事定数から外部理事候補者数を減じた数を超えた場合は、正会員による投票を行い、得票順に当選者を決定する。

4 3 において投票を行う正会員は、投票が開始される日現在で正会員として入会后 6 月を経過し、かつ、選挙実施年度の会費をその年度の 9 月末日までに納入している者とする。

5 立候補者が、定款に定める理事定数から外部理事候補者数を減じた数に満たない場合は、定款に定める理事定数の不足数の範囲内で、会長が候補者を推薦し、総会で承認を得る。

(正会員理事の立候補)

第 5 条 正会員理事に立候補する者は正会員 10 名の推薦人の署名を添え、選挙実施年度の選挙管理委員会が定める期日までに、別に定める理事立候補届出書を選挙管理委員会に郵送にて提出する。

- 2 正会員理事に立候補する者及び推薦人は選挙実施年度の会費をその年度の 9 月末日までに納入している者とする。
- 3 正会員理事に立候補する者は、告示日現在で正会員として入会后 3 年を経過した者とする。
- 4 推薦人は、告示日現在で正会員として入会后 6 月を経過した者とする。
- 5 推薦人は、複数の立候補者を推薦することができない。
- 6 推薦人が複数の立候補者を推薦した場合は、当該推薦人の推薦を無効とする。
- 7 推薦人は、正会員理事に立候補することができない。
- 8 正会員以外の会員は、立候補することができない。
- 9 正会員以外の会員は、推薦人になることができない。

(理事の選定)

第 6 条 理事の選定は、定款第 24 条の 1 項に基づき、総会において審議決定する。

(規程の改廃)

第 7 条 本規程の改廃については理事会で決定する。

附則 本規程は、令和元年 9 月 20 日から施行する。

本規程は、令和元年 11 月 18 日から改訂施行する。